

加古川市障がい者基本計画及び障害福祉計画等の概要について

	障がい者基本計画	障害（児）福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 11 条第 3 項 「市町村障害者計画」	障害者総合支援法第 88 条第 1 項 「市町村障害福祉計画」
趣 旨	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
国計画等との関係	国及び県の障害者基本計画を基本に策定	国の基本指針に即して策定
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域づくりの推進 2 地域生活の充実 3 教育・余暇の充実 4 就労・経済的自立の支援 5 快適に暮らせるまちづくりの推進 6 安全安心の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 2 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 3 地域生活支援事業の実施に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施する事業の内容 ・ 各年度における事業の種類ごとの量の見込み ・ 各事業の見込量確保のための方策 ・ その他実施に必要な事項
期 間	7 年 平成 29 年度～令和 5 年度 【次期】 6 年 令和 6 年度～令和 11 年度	3 年 第 6 期（児：第 2 期） 令和 3 年度～令和 5 年度 【次期（案）】 6 年 第 7 期（児：第 3 期） 令和 6 年度～令和 11 年度 ※国の基本指針に即して、中間年で見直しを実施